

国税徴収法第94条の規定により、差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年1月30日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

平成30年2月27日午前10時15分

2 公売（入札）締切日時

平成30年2月27日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成30年2月27日午前10時40分

6 開札の日時

平成30年2月27日午前11時00分

7 売却決定の日時

平成30年3月6日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

平成30年3月6日正午

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財8

2 見積価額

2,730,000円

3 公売保証金

280,000円

4 公売財産の表示

(1) 公売財産1

土地

所在 草津市追分七丁目字荒堀

地番 680番9

地目 山林

地積 33m<sup>2</sup>

(2) 公売財産2

土地

所在 草津市追分七丁目字荒堀

地番 692番3

地目 山林

地積 297m<sup>2</sup>

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、近江バス「向山ニュータウン」停留所から北方へ約350m（道路距離）に位置しています。

(2) 公売財産1は、間口（東側）約1.3m、奥行約2.7mの長方形地であり、東側が幅員約6.2mの舗装市道（追分矢倉南山田線）に概ね等高に接面し、北側が幅員約1.3mの未舗装里道に概ね等高に接面しています。

公売財産2は、間口（南側）約11.30m、奥行約3.4mの不整形の無道路地であり、南側が幅員約1.3mの未舗装里道に概ね等高に接面しています。

(3) 公売財産に隣接する土地の上にガスタンクが2基設置されています。

## 6 法的規制, 利用状況等

(1) 市街化調整区域, 指定建蔽率<sup>ぺい</sup>70% (例外有り※), 指定容積率200% (例外有り※) ※草津市開発調整課に確認してください。

(2) 公売財産所在地は都市計画法第34条第11号に規定される50戸以上の建築物が連たんしている地域です。

(3) 公売財産には, 平成30年1月現在, 灌木<sup>かん</sup>や雑草が繁茂しています。

## 7 その他公売条件

(1) 境界の確定は, 隣接地所有者と行ってください。

(2) 公売財産内の動産等の処理は, 所有者等と協議してください。

(3) 公売財産は, 国税徴収法第89条第3項の規定に基づき, 一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)